

珠洲市議会基本条例を検証しました！

珠洲市議会基本条例は、市民に開かれ信頼される議会を実現し、本市における民主主義の発展と市勢の伸展、市民福祉の増進に寄与するため、地方自治の本旨に基づく議会を実現することを目的として定められたものです。

本条例では、「議会は、議会活性化推進会議を設置し、1年ごとにこの条例の目的の達成状況を検証し、その結果を公表するものとする。」と規定されています。

令和3年度は、令和元年度及び令和2年度の検証結果に基づき、コロナ禍で活動が大幅に制限される中ではありましたが、条例の目的達成のため、次のような取り組みをしました。オンラインシステムを活用したリモートによる議員研修の積極的な実施や、飯田高校生・珠洲市青年団協議会・珠洲市婦人団体協議会との意見交換会を行いました。また、議会モニター制度を導入し、本会議などをご覧いただき、意見交換会において貴重なご意見をいただきました。

議会活性化推進会議では、これらの取組を踏まえ令和3年度の検証を行いました。検証では、議会および議員自らの活動が条文の目的を達成しているかどうか議論を重ね、このたび、検証の結果を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

(珠洲市議会基本条例検証結果)

A：達成、B：一部達成、C：未達成、－：評価対象外

条番号	見出し	前回評価	比較	今回評価	条番号	見出し	前回評価	比較	今回評価
	前文	－		－	第15条	資料の請求	A	↘	B
第1条	目的	－		－	第16条	議員の文書質問	B	→	B
第2条	基本理念	－		－	第17条	監査委員	A	→	A
第3条	議会の活動原則	B	→	B	第18条	議会の運営原則	B	→	B
第4条	議員の活動原則	B	→	B	第19条	本会議	C	↗	B
第5条	議長の役割	B	→	B	第20条	委員会	B	→	B
第6条	会派	C	↗	B	第21条	議員全員協議会	B	→	B
第7条	議員研修の充実	C	↗	B	第22条	予算の確保	B	→	B
第8条	政務活動費	B	→	B	第23条	議会図書室	C	→	C
第9条	議会の災害対応	C	→	C	第24条	議会事務局	B	→	B
第10条	情報共有の拡大	B	→	B	第25条	議員定数	A	→	A
第11条	市民参加の促進	B	→	B	第26条	議員報酬	B	→	B
第12条	議会と市長等との関係の基本原則	B	→	B	第27条	条例の位置づけ	C	→	C
第13条	議会の政策サイクル	C	→	C	第28条	検証及び見直し手続き	C	↗	B
第14条	評価の実施	C	→	C					

珠洲市議会では、平成28年3月に議会改革特別委員会を設置し、平成31年4月から珠洲市議会基本条例を核として、議会の活性化に向けた改革に取り組んできました。

早稲田大学マニフェスト研究所による、議会改革度調査2021の結果では、珠洲市議会の改革度は全国総合310位となっており、28年当時と比較するとかなり改革・改善が進んでいると評価されていますが、今後も一層の改革が求められています。

検証結果の未達成事項は、今後、達成に向けて取り組むとともに、一部達成事項についても、さらに実りのあるものとなるよう取り組んでいきます。

珠州市議会基本条例検証シート（評価・検証）

（平成 31 年 4 月から令和 3 年 3 月）

A 達成 B 一部達成 C 未達成 - 評価対象外

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
(前 文)				
<p>本市を取り巻く環境も急速に変化している。急激な人口減少時代を迎え、行政資源に限りがある中であっても、市民のニーズは減少することなく、むしろ拡大、多様化している。議会は、まさに合議制の議事機関としての特性を活かし、すべての市民の叡智を結集し、合意を形成する場としての役割が求められている。</p> <p>本市の意思決定を担う議会は、その使命を深く自覚し、絶えず自己研鑽と自己改革を続け、自らの特性と権能を余すところなく発揮しなければならない。</p> <p>ここに、これまでの改革の取組みを踏まえつつ、議会のあるべき姿と議会改革の方向性について市民との共通認識を醸成し、市民に開かれ信頼される議会を実現し、本市における民主主義の発展と市勢の伸展、市民福祉の増進に寄与することを決意し、この条例を制定する。</p>	/		-	<p>※評価対象外 （普遍的事項についての記載であるため）</p>
第 1 条（目的）				
<p>1 この条例は、二元代表制の下での議会の役割を明らかにし、議会及び議員の活動原則等、議会に関する基本的事項を定めることによって、地方自治の本旨に基づく議会を実現することを目的とする。</p>	/		-	<p>※評価対象外 （普遍的事項についての記載であるため）</p>
第 2 条（基本理念）				
<p>1 議会は、二元代表制の下にある議事機関であることを常に自覚し、その自主性及び自立性を高め、憲法や法律、条例等で規定された権能を最大限に発揮し、地方自治の確立に努める。</p> <p>2 議員は、議事機関の構成員としての責務を常に自覚し、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるよう取組むものとする。</p>	/		-	<p>※評価対象外 （普遍的事項についての記載であるため）</p>
第 3 条（議会の活動原則）				

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
<p>1 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担う。</p> <p>(1) 議案等の審議及び審査をし、議決を行うこと。</p> <p>(2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)及びその職員の事務の執行状況を監視し、必要な調査を行うこと。</p> <p>(3) 法令で定められた選挙権及び同意権を行使すること。</p> <p>2 議会は、前項各号の役割を果たすため、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる原則に基づき活動する。</p> <p>(1) 市長等との権能の違いを踏まえ、対等で緊張感ある関係を保つこと。</p> <p>(2) 議会としての意思決定にあたっては、議員間で討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。</p> <p>(3) 議会の決定過程の透明性を高め、市民との情報共有を推進すること。</p> <p>(4) 市民の多様な意見を政策立案及び政策提言に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより発行(年4回) ・議会モニター設置 (アンケート4回、意見交換8月、3月) ・議会アンケート (対象726人、回答数508人) ・議会報告会、意見交換会 8月 議会モニター 10月 珠洲市青年団協議会、飯田高校生 11月 珠洲市婦人団体協議会 3月 議会モニター 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員間同士の討議の場である各会派や、全協での開催回数が少ないため、「政策立案」、「政策提言」などに反映できていない。 	B	各会派や全協で議員間討議を増やす。
第4条(議員の活動原則)				
<p>1 議員は、第2条第2項の基本理念を踏まえ、次に掲げる原則に基づき活動する。</p> <p>(1) 合議制の議事機関であることを十分認識し、議員相互の討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政に関する市民の意思を的確に把握し、政務活動、議案審議、政策立案及び政策提言等に反映させること。</p> <p>(3) 自らの議会活動を市民にわかりやすく伝えること。</p> <p>(4) 自己の能力を高める不断の研鑽に努めること。</p> <p>(5) 珠洲市議会議員政治倫理条例を遵守し、品位を保持すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理条例の制定(H30.7.17) ・珠洲市議会基本条例の制定(H31.3.18) ・議会だより発行(年4回) ・議会モニター設置 (アンケート4回、意見交換8月、3月) ・議会報告会、意見交換会 8月 議会モニター 10月 珠洲市青年団協議会、飯田高校生 11月 珠洲市婦人団体協議会 3月 議会モニター 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理条例が定められているが、形骸化している。さらなる内容周知と遵守が必要。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理条例周知のため研修会を実施する。
第5条(議長の役割)				
1 議長は、議会を代表し、議会の機能と権能の強化		<ul style="list-style-type: none"> ・議長として知り得た情報 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会以外での議員全員

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
<p>に向け、先導的な役割を果たすものとする。</p> <p>2 議長は、議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>3 議長は、議会の秩序保持に努め、効率的に議事を整理し、議会の事務を掌る。</p>		<p>の共有ができていない。</p>		<p>協議会の開催など、情報共有を徹底する。</p>
<p>第6条（会派）</p>				
<p>1 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、同一の理念及び政策を共有する議員で構成する。</p> <p>3 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のための調査研究等の活動を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。</p> <p>4 会派を結成したときは、代表者は名称及び所属議員名等を速やかに議長に届け出るものとする。届出事項に変更が生じたときも同様とする。</p>	<p>・「同志会 10名」、「新生すず 2名」の2会派</p> <p>・12月 同志会 要望活動（国会議員に） 調査研究（デジタル庁での取組による地方への波及効果について）</p>	<p>・新型コロナウイルスの影響で他県への移動自粛要請もあり、会派として十分な調査研究ができなかった。</p>	<p>B</p>	<p>・リモートによる研修を積極的に活用する。</p>
<p>第7条（議員研修の充実）</p>				
<p>1 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を充実強化する。</p>	<p>「総務教育常任委員会」 ○8月 6日 能登SDGsラボ (金沢大学能登学舎) 新商品開発、新事業プロジェクト研究 ○ 1月27日 熊本県荒尾市 (オンライン) 行政事務自動化システム(RPA)</p> <p>「産業厚生常任委員会」 ○10月 6日 珠洲市鉢ヶ崎サテライトオフィス、アステナホールディングス(株)の取り組み、珠洲ビーチホテル計画中のサウナ、コワーキングスペース ○ 1月25日 東京都あきる野市 (オンライン) ドローンの災害などへの活用 岩手県奥州市 散居景観</p>	<p>・新型コロナウイルスの影響で県外への移動自粛要請のため、リモートによる研修に努めた。</p>	<p>B</p>	<p>・リモートも含め積極的に研修会を開催する。</p>

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
	<p>「全議員」 ○ 3月30日 元逗子市議会議員 君島雄一郎 氏 (オンライン)</p>			
第8条 (政務活動費)				
<p>1 議員は、珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例及び珠洲市議会政務活動費運用マニュアルで定める政務活動に要する経費に対して、政務活動費を充てることができる。</p> <p>2 政務活動費は、調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付されるものであり、議員は有効かつ適切に活用しなければならない。</p>	<p>・H29.4から後払い方式を導入し、使用基準の厳格化を実施 実績 H29 2,270,518円 (使用率67.5%) H30 2,760,354円 (使用率82.2%) R元 2,062,489円 (使用率70.6%) R2 904,525円 (使用率62.8%) R3 1,597,964円 (使用率55.5%)</p> <p>・政務活動費の実績をホームページで公開</p>	<p>・政務活動マニュアルを活用し運用しているが、実態に合わない事項が発生し、利用しづらいものとなっており、見直しが必要である。</p>	B	<p>・マニュアル見直しの実施</p>
第9条 (議会の災害対応)				
<p>1 議会は、大規模災害が発生し、珠洲市災害対策本部が設置されたときは、大規模災害発生時の珠洲市議会・議員の行動マニュアルに基づき、珠洲市議会災害対策支援組織を設置し、必要な協力、支援を行う。</p>	<p>・珠洲市総合防災訓練(直地区)に参加</p>	<p>・議員の行動マニュアルが実際の災害時に役立つか疑問である。</p>	C	<p>・防災訓練に合わせ、行動マニュアルの周知を図る。</p>
第10条 (情報共有の拡大)				
<p>1 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開し、市民との情報共有を図るとともに、議決結果についての説明責任を果たさなければならない。</p>	<p>・議会だより発行(年4回)市内全世帯(約6,000部)を配布、議会HPで公開 ・議会報告会、意見交換会 8月 議会モニター 10月 珠洲市青年団協議会、飯田高校生 11月 珠洲市婦人団体協議会 3月 議会モニター ・議会本会議を公開し、視聴できるようにしている。</p>	<p>・議会報告会、意見交換会は議会活性化推進会議委員のみで実施している。 ・全議員が出席する必要がある。 ・各種団体などと報告会、意見交換会を継続して開催し、将来町内会単位での開催も必要。</p>	B	<p>・意見交換会、報告会には、全議員が出席するよう努める。 ・各種団体などとの報告会、意見交換会を継続する。町内会との意見交換会を検討する。</p>

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
	ケーブルテレビ（ライブ、再放送）YouTube（ライブ）、議会 HP（録画）			
第11条（市民参加の促進）				
<p>1 議会は、議員提案の条例(案)に関し、パブリックコメントの実施等様々な手法により、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の運営にあたって、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、市民の意見及び学識経験者等の専門家の識見を議会の討議に反映します。</p> <p>3 委員会は、請願の審査にあたって、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けることができる。</p> <p>4 議会は、市民に対し、議会活動について報告するとともに、政策立案及び政策提言に関する意見交換を行う。</p> <p>5 議会は、議会の運営等に関し、市民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、議会運営等に反映させるため、議会モニター制度を設けることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会モニター設置 団体推選 5名、公募 3名 定例会後にアンケート4回 意見交換 8月、3月 ・議会報告会、意見交換会 10月 珠洲市青年団協議会、 飯田高校生 11月 珠洲市婦人団体協議会 ・参考人（請願者） 8月 総務教育常任委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの未実施。 ・意見交換会や議会モニターから出された意見を市政に反映できるような体制づくり（議員間協議）が必要。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会や議会モニターから出された意見等を集約し、議員全員で情報共有するとともに、市政反映できるように取り組む。
第12条（議会と市長等との関係の基本原則）				
<p>1 議会と市長等とは、その立場、権能の違いを踏まえ、緊張関係を保持し、市民福祉の増進に向け、政策を競い合う関係にある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・質問方式に分割質問を導入（H29.6） ・議員席側に質問席を設置（R2.6） 	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑や一般質問に対する答弁は、内容が質問の趣旨と違っているものや、答えられていないものもある。一括や分割の質問方式では十分な論議ができない。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・一問一答による質問形式の導入など、より十分な論議ができるよう取り組む。
第13条（議会の政策サイクル）				
<p>1 議会は、行政のマネジメントサイクルに対応して、提言、討議、決定、監視・評価を実施し、議会からの政策サイクルの確立に努める。</p> <p>2 前項の取組みは、決算審査における事業等の評価と予算審査を連動させることを軸に、本会議における審議や議決、常任委員会、特別委員会の審査など、議会の権能を適宜適切に活用し実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・予算委員会・決算審査委員会では、政策サイクルに反映されていない。 	C	<ul style="list-style-type: none"> ・予算常任委員会を議会開会前に実施できるよう検討する。
第14条（評価の実施）				

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
<p>1 議会は、決算審査において、市長等が執行した計画、政策、施策、事務事業等(以下「政策等」という。)の評価を行います。</p> <p>2 議会は、予算に十分反映させるため、前項の評価結果を市長等に提出します。</p>	<p>・決算審査特別委員会を9月定例会中に設置し、その評価結果を次年度予算に反映できるようにした</p>	<p>・決算特別委員会での質疑や協議事項が次年度予算編成に反映できる体制づくりができていない。</p>	C	<p>・評価検証特別委員会の設置することにより、次年度予算に反映できるよう取り組む。</p>
第15条(資料の請求)				
<p>1 議員は、政策形成過程の透明性を図るため、あるいは執行した事業の評価を行うため、議長の承諾を得て必要な資料を請求することができる。</p> <p>2 市長等は、前項の資料請求に対して、速やかに対応するよう努めるものとします。</p>	<p>・R3.5(森井議員) ・R3.9(川端委員) ・R3.9(番匠議員)</p>	<p>十分活用されていない。</p>	B	<p>・重要なものだけでなく、一般的な資料請求にも活用する。</p>
第16条(議員の文書質問)				
<p>1 議員は、議長の許可を得て、市長等に文書により質問することができる。</p>	<p>・R3.4.1 1件(番匠議員)</p>	<p>・一般質問と同様に質問及び回答を議事録への掲載が必要。</p>	B	<p>・さらに文書質問を活用し、公開方法等を検討する。</p>
第17条(監査委員)				
<p>1 議会は、議員のうちから一人の監査委員を選任するものとする。</p>	<p>・議会から監査委員を選任(三益議員)</p>		A	
第18条(議会の運営原則)				
<p>1 議長及び委員長は、民主的で公正、公平、透明な運営に努める。</p> <p>2 議会は、合議制の議事機関として、その意思決定にあたっては、議員間の討議を尽くすものとする。議員間の討議は、原則として常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び議員全員協議会において行うものとする。</p> <p>3 議会は、議長の選出にあたって、その職を希望する者からの要望があるときは、所信を表明する機会を設けることができる。</p> <p>4 議会は、議会運営上の課題について協議し、調整するため、法第109条第1項の規定により議会運営委員会を設置する。</p>	<p>・予算以外の常任委員会では、議案審査以外について各課・室との協議が定例会ごとに行われている。</p> <p>・今任期は次の委員会が設置されている 議会運営委員会(所属議員5名) 議員全員協議会(全議員) 予算常任委員会(全議員) 総務教育常任委員会(所属議員6名) 産業厚生常任委員会(所属議員6名) 地方創生特別委員会(所属議員6名)</p>	<p>・十分な議員間討議が尽くされていない。</p>	B	<p>・各委員会などで、活発な議員間討議を行うよう努める。</p>
第19条(本会議)				

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
<p>1 本会議は、地方公共団体としての珠洲市の最終的な意思を決定する場であり、議決の結果及びその理由について、議会は説明責任を負う。</p> <p>2 会派又は議員は、賛否が分かれた場合は、その理由を討論において説明する責任を負う。</p>	<p>・9月定例会最終日に討論が行われた。 「一般会計補正予算第2号のうち、珠洲鉢ヶ崎ホテル株式会社に対する運営費補助金について」</p> <p><反対>濱田議員 <賛成>森井議員</p>		B	
第20条（委員会）				
<p>1 委員会は、専門的に調査及び審査を行う機関として、自主的かつ積極的な運営に努める。</p> <p>2 常任委員会は、第13条に規定する議会からの政策サイクルの確立ため、付託された議案審査に加え、所管事務調査権を行使し、積極的に政策立案、政策提言を行うものとする。</p> <p>3 特別委員会は、特定の付議事件を審査又は調査する必要があると認めるとき、期間を定め、議会の議決により設置される。審査又は調査の終了時に報告書をまとめ、その要旨を本会議において委員長が報告し、これをもって廃止することとする。</p> <p>4 委員会は、自らの判断あるいは市民からの要請に応じ、所管事務あるいは付議事件に関する現地調査活動を実施し、市民等との情報共有及び意見聴取のための住民懇談会を開催することができる。</p>	<p>「総務教育常任委員会」 ○8月 6日 ・能登 SDG s ラボ（金沢大学能登学舎） 新商品開発、新事業プロジェクト研究</p> <p>「産業厚生常任委員会」 ○10月 6日 ・珠洲市鉢ヶ崎サテライトオフィス アステナホールディングス（株）の取り組み ・珠洲ビーチホテル 計画中のサウナ、 コワーキングスペース</p>	<p>・予算や議案に関係する、現地調査や活動や関係する市民との意見調査が不足している。</p>	B	<p>・議案審査するうえで必要な資料請求の活用と現地調査を積極的に実施する。</p>
第21条（議員全員協議会）				
<p>1 議会は、法第100条第12項の規定に基づき、珠洲市議会会議規則で議員全員協議会の設置を定める。</p> <p>2 議会は、本会議や委員会との役割の違いを踏まえつつ、議案の審査や議会の運営に関する協議又は調整、議員全員の情報共有の場として、議員全員協議会を有効かつ積極的に活用するものとする。</p>	<p>・議員定数 12名（H31.4～）</p>	<p>・議員同士の情報共有のため、クリーン組合、奥能登広域圏事務組合等の現況が報告されていない。</p>	B	<p>・情報共有のため、適宜報告する。</p>
第22条（予算の確保）				
<p>1 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関と</p>	<p>・議員報酬及び手当は、条例で定めて</p>	<p>・リモートによる、会議・委</p>	B	<p>・DXへの取組に合わせ、開</p>

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
<p>しての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。</p>	<p>いる。</p>	<p>員会や研修などDXに向けた必要な予算確保が必要。</p>		<p>かれた議会に向け、予算確保に取り組む。</p>
第23条（議会図書室）				
<p>1 議会は、法第100条第18項の規定に基づき議会図書室を設置し、その充実を図るものとする。 2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、珠洲市民図書館との連携を図るものとする。</p>		<p>・利活用されていない。</p>	<p>C</p>	<p>・議会図書委員会設置の検討など、より効果的な運営に努める。</p>
第24条（議会事務局）				
<p>1 議会は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置する。 2 議長は、議会事務局の機能強化、必要な体制整備に努める。</p>			<p>B</p>	
第25条（議員定数）				
<p>1 議員定数については、珠洲市議会議員定数条例で定める。 2 議員定数の条例改正案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。 3 委員会又は議員は、前項の条例改正案の提出にあたっては、市民及び有識者の意見を聴取するものとする。</p>	<p>・議員定数 12名（H31.4～）</p>	<p>・議員削減は議会運営に支障が生じる。</p>	<p>A</p>	
第26条（議員報酬）				
<p>1 議員報酬は、議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例で定める。</p>	<p>・議員報酬及び手当は、条例で定めている。</p>	<p>・物価変動がある中で、報酬審議会が開催されていない。</p>	<p>B</p>	<p>・若い世代の議員の確保の観点からも、適宜、時代に即した条例の見直しを行う。</p>
第27条（条例の位置づけ）				
<p>1 この条例は、議会における根幹となる規範であり、議会は議会に関する他の条例、議会規則等を制定し、改廃するときは、この条例の趣旨及び規定に違反しないよう整合を図らなければならない。 2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の</p>		<p>・研修が開催されていない。</p>	<p>C</p>	<p>・一般選挙後速やかに開催するよう検討する。</p>

条例	取組状況・実績等	課題	評価	今後の取組み・対策等
<p>法令等の条項を解釈し、運用するときは、この条例に照らして判断するものとする。</p> <p>3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の理念を議員が共有できるよう、研修会を行わなければならない。</p>				
第28条（検証及び見直し手続き）				
<p>1 議会は、議会活性化推進会議を設置し、1年ごとにこの条例の目的の達成状況を検証し、その結果を公表するものとする。議会活性化推進会議については、別に議長が定める。</p> <p>2 議会は、前項による検証の結果を踏まえ、目的達成に向けての行動計画を作成し、公表するものとする。</p> <p>3 議会は、本条例の目標が達成されている項目がある場合、さらなる議会改革の前進に向けて、この条例の改正も含め、必要な措置を講じることとする。</p> <p>4 議会は、この条例を改正する際には、改正の理由、背景を本会議において市民に説明するものとする。</p>	<p>・令和元年度及び2年度を対象に、「評価・検証」を実施し、その結果を議会ホームページ、議会だよりにて公表した。</p>	<p>・改選時における検証評価は難しい。</p>	B	<p>・条例変更も含め検討する。</p>